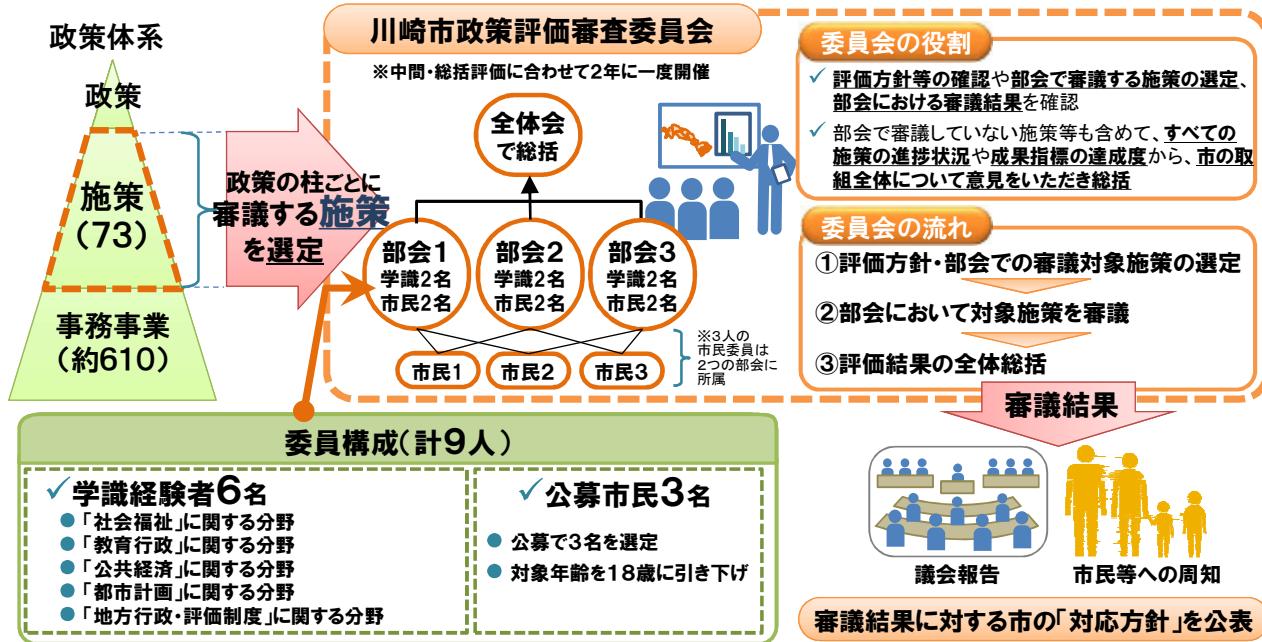


川崎市政策評価審査委員会

- (1) 総合計画における重要な政策等の評価に関して調査審議するため、「川崎市政策評価審査委員会」を附属機関として設置し、学識経験者の専門的視点や市民目線による評価を実施し、より効果的に施策を推進していく
- (2) 外部評価の対象施策は、選定基準に基づき政策の柱ごとに選定し、領域別に分けた部会の中で、施策の説明を十分に行い、市の取組を重点的に審議する
- (3) 委員会の附帯意見について、市の対応方針を作成・公表し、今後の取組改善や次期実施計画に活用していく



外部評価における部会の役割と進め方

- (1) 選定した各施策を重点的に審議するため、以下の領域別に分けた部会を設置し、選定した施策を重点的に審議する
- (2) 部会を構成する委員は、学識経験者2名と市民公募委員2名の計4名の体制で行う
- (3) 部会の審議終了後、意見をとりまとめ、全体会に報告する（進行は学識経験者）

